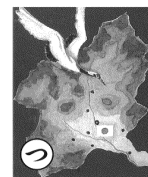




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年3月30日(金) 号外(第8号)

目次

規則

○群馬県行政組織規則の一部を改正する規則(総務課)

ページ

2

規則

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第三十三号

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則

群馬県行政組織規則(昭和三十三年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二款 女子大学(第二十五条―第二十七条)」を「第二款 削除」に、「第十八款 県民健康科学大学(第七十二条―第七十四条)」を「第十八款 削除」に改める。

第五条の二中「、大学」を削り、「及びこれらに準じる」を「その他の」に改める。第八条第一項の表総務部の部総務課の項中「、県立大学法人係」を削り、同表企画部の部コンベンション推進課の項を削り、同表生活文化スポーツ部の部スポーツ振興課の項中「競技方向上係」の下に「、団体準備係」を加え、同表健康福祉部の部健康福祉課の項中「、総合政策係」を削り、同部介護高齢課の項中「企画推進係、介護保険係」を「企画・介護保険係」に改め、同部国保課の項中「国保改革推進係」を「国保運営係」に改め、同部食品・生活衛生課の項中「監視指導・表示対策係」を「監視指導係」に改め、同表産業経済部の部工業振興課の項中「販路支援係」を「海外ビジネス支援室」に改め、同表県土整備部の部河川課の項中「防災係、ダム係」を「水害対策室」に改め、同条第二項の表スポーツ振興課の項中「マラソン推進係、キヤンプ地誘致係」を「アウトドアスポーツ係」に改め、同表食品・生活衛生課の項中「安全推進係」を「安全推進・表示対策係」に改め、同表産業政策課の項の次に次のように加える。

工業振興課	海外ビジネス支援室	企業支援係
河川課	水害対策室	防災係

第八条第二項の表道路整備課の項の次に次のように加える。

第八条第三項中「産業経済部に」の下に「コンベンション推進局及び」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 次の表の上欄に掲げる局にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

局名	課名	係名
----	----	----

コンベンション推進局	コンベンション推進課	管理係、誘致係、産業創出係
	コンベンション施設整備課	建築係、設備係
観光局	観光物産課	観光政策係、国際観光係、観光推進係

第十一条第二項中「次の表の上欄に掲げる部は、それぞれ同表の下欄に掲げる」を「総務部は、振興局に関する」に改め、同項の表を削る。

第十三条総務課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同項に次の一号を加える。

十二 群馬県公立大学法人に関する事。

第十三条税務課の項第三号中「犯則取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に改める。

第十三条の二コンベンション推進課の項を削る。

第十三条の二の二人権男女・多文化共生課の項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 再犯の防止等の推進に関する法律の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。

第十三条の二の二スポーツ振興課の項第八号中「県総合スポーツセンター」の下に「(伊香保リンクを含む。)」を加え、同項第十四号を次のように改める。

十四 プロスポーツ支援に関する事。

第十三条の二の二スポーツ振興課の項中第十九号を削り、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 第八十三回国民体育大会に関する事。

第十三条の二の二スポーツ振興課の項に次の二号を加える。

二十 オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会に関する事(他課の主管に属するものを除く。)

二十一 アウトドアスポーツの推進に関する事。

第十三条の二の三子育て・青少年課の項中第十六号を第十七号とし、第七号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。

第十三条の三監査指導課の項第五号中「、指定居宅介護支援事業者」を削り、同条介護高齢課の項第五号中「及び特例民法法人」を削り、同項第十号中「及び介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設及び介護医療院」に改め、同条国保課の項中第十五号を第十六号とし、第五号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第四号を削り、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 群馬県国民健康保険条例の施行に関する事。

四 群馬県国民健康保険条例の施行に関する事。

第十三条の三食品・生活衛生課の項第八号中「旅館業法」の下に「、住宅宿泊事業

法」を加える。
第十四条廃棄物・リサイクル課の項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行にすること。
第十五条農村整備課の項第十四号中「防衛施設周辺整備事業(用水被害補償事業に限る。)」を「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく障害防止事業」に改め、同項に次の二号を加える。

二十三 多面的機能支払制度に関する事。
二十四 基幹水利施設管理事業に関する事。
第十七条工業振興課の項第四号を次のように改める。

四 総合科学技術の振興(他課の主管に属するものを除く。)にすること。
第十七条工業振興課の項第十二号から第十五号までを削り、第十一号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、第八号を第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十 鉱業に関する事。
十一 外国政府等との経済交流に関する事。
十二 ものづくり企業の貿易及び海外投資に関する事。

第十七条工業振興課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。
五 県試験研究(他課の主管に属するものを除く。)にすること。
第十七条産業人材育成課の項の次に次のように加える。

コンベンション推進課
一 コンベンションの推進にすること。
二 群馬コンベンションセンターに関する事(他課の主管に属するものを除く。)

コンベンション施設整備課
一 群馬コンベンションセンターの整備に関する事。
第十八条道路整備課の項に次の一号を加える。

十一 上信自動車道建設事務所に関する事。
第二十条第二号中「女子大学」「美術館」を「美術館」に、「県民健康科学大学」を「衛生環境研究所」に改める。
第三章第二節第二款を次のように改める。

第二款 削除
第二十五条から第二十七条まで 削除
第二十八条第十六号、第三十条第二項、第四十条第三号及び第四十二条第二項中「犯則取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に改める。

第三章第二節第十八号を次のように改める。
第十八号 削除
第七十二条から第七十四条まで 削除

第七十八条第一項の表群馬県館林保健福祉事務所の項中「地域支援第一係」を「総務福祉係、地域支援第一係」に改める。
第七十九条第三項中「地域支援第一係」を「総務福祉係、地域支援第一係」に改め、同条第四項地域支援係、地域支援第一係及び地域支援第二係の項第一号中「前条第二項総務福祉係、地域支援係、地域支援第一係及び地域支援第二係の項第一号(地域支援第二係に限る。)、第九号」を「前条第二項総務福祉係、地域支援係、地域支援第一係及び地域支援第二係の項第九号」に改める。

第九号の三第十項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を第十項とし、同条第八項管理係及び管理整備係の項第八号中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改め、同条第八項管理係及び管理整備係の項に次の一号を加える。
十六 国土調査法による地籍調査に関する事(管理整備係に限る。)

第九号の三第八項計画調整係の項第一号中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改め、同条第八項計画調整係の項に次の一号を加える。
七 国土調査法による地籍調査に関する事。

第九号の三第八項相馬整備係の項第一号中「相馬地区及び相馬ヶ原地区」を削り、「こと」の下に「(赤城西麓整備係の主管に属するものを除く。)」を加え、同条第八項相馬整備係の項第二号中「相馬ヶ原地区用水補償事業」を「相馬原地区の障害防止事業」に改め、同条第八項相馬整備係の項に次の一号を加える。
五 国土調査法による地籍調査に関する事。

第九号の三中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。
七 前条及び前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる事項に係る同表の中欄に掲げる区域は、同表の下欄に掲げる農村整備センターの特別所管区域とする。

事項	区域	農村整備センター名
障害防止事業に関する事項	相馬原地区	群馬県中部農業事務所農村整備課 相馬原地区 相馬原地区 相馬原地区
県営農業農村整備事業に関する事項	赤城西麓地区	群馬県中部農業事務所農村整備課 赤城西麓地区 赤城西麓地区
		群馬県中部農業事務所農村整備課 赤城西麓地区 赤城西麓地区

第三百三十五条第一項中「病原生化学係及びBSE係」を「遺伝子検査係及び病原生化学係」に改め、同条第二項微生物係の項第三号及び第四号中「細菌」の下に「培養試験及び抗体検査」を加え、同条第二項微生物係の項の次に次のように加える。
遺伝子検査係
一 病性鑑定(ウイルス及び細菌の遺伝子検査に係るものに限る。)に関する事。

二 家畜衛生(ウイルス及び細菌の遺伝子検査に係るものに限る。)に係る試験研究、調査及び技術の向上に関する事。

第三百三十五条第二項病理生化学係の項第一号及び第二号中「及び生化学」を「、生化学及びBSE検査」に改め、同条第二項BSE係の項を削る。

第四百七十七条第一項中「金属材料係、化学材料係」を「先端ものづくり係、材料解析係」に改め、同条第二項金属材料係の項中「金属材料係」を「先端ものづくり係」に改め、同条第二項金属材料係の項第一号中「金属材料」についての分析、技術支援及び開発研究を「ものづくり技術の高度化支援」に改め、同条第二項金属材料係の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項化学材料係の項中「化学材料係」を「材料解析係」に改め、同条第二項化学材料係の項第一号中「化学材料」を「材料」に改め、同条第二項化学材料係の項に次の一号を加える。

三 機械部品の故障解析に関する事。

第四百四十七条第三項中「金属材料係、化学材料係」を「先端ものづくり係、材料解析係」に改める。

第五百五十八条の三第二項の表河川に関する業務の部高崎市のうち温井川の河川区域及び河川保全区域の項を削る。

第五百五十八条の四第一項の表群馬県安中土木事務所の項中「総務用地係」を「総務係」に改め、「ダム管理係」の下に「、用地係」を加え、同条第三項都市施設係の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

救急医療体制検討協議会	消防法第三十五条の八第四項の規定による知事への意見の具申その他同法によりその権限に属させられた事項に関する事。	医務課	健康福祉部
-------------	---	-----	-------

第七百七十四条の表国民健康保険運営協議会の項を次のように改める。

国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条第一項及び第三項の規定による国民健康保険事業の運営に関する事項を審議すること。	国保援護課	健康福祉部
-------------	--	-------	-------

第七百七十四条の表農業共済保険審査会の項中「農業災害補償法第三百三十一条第一項及び第四百三十三条の二第二項」を「農業保険法第二百二十二条第二項」に改め、「農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴の審査並びに」を削る。

附則
(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県行政組織規則に規定する機関が行った処分等又は当該機関に対して行われた行為等は、改正後の同規則に規定する相当の機関が行った処分等又は当該機関に対して行われた行為等とみなす。

3 群馬県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年群馬県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号の表次長、事務長、副校長、部長、学部長、所長、センター長、事業所長の項中「、学部長」を削り、同表外国語研究所副所長の項、教務主任の項、学部長の項、研究科長の項、附属図書館長の項及び学科長の項を削る。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
